

(日常生活支援総合事業訪問型)訪問介護重要事項

事業所	名称	ふるまい訪問介護			
	所在地	見附市 新幸町7-11			
	連絡先	電話:0258-86-8009 FAX:0258-66-8845			
	介護保険事業所番号	1571100062			
営業日		年中無休			
営業時間		午前8時から午後5時30分まで			
サービス提供時間		午前6時から午後10時まで			
サービス提供者		訪問介護員(介護福祉士・初任者研修修了者)			
サービス内容		身体介護・生活援助・訪問型サービス(現行相当サービス)			
個人負担分料金	介護給付 法定代理受給	身体介護 所要時間20分未満	163円		
		所要時間20分以上30分未満	244円		
		所要時間30分以上60分未満	387円		
		所要時間60分以上90分未満	567円		
		以後、577円に30分増すごとに84円を加算した額となります。			
		生活援助 所要時間20分以上45分未満	179円		
		所要時間45分以上	220円		
		※身体介護に続き、生活援助を行う場合の加算は、所要時間20分から計算して、25分増すごとに65円を加算します。(上限 195円)			
		※通常時間以外の6:00~8:00 18:00~22:00は規定料金の25%増			
		※通常事業区域以外の訪問介護については、所定の5%増			
		訪問型独自サービス221	標準的な内容の支援	287円/回	事業対象者・要支援1・2
		訪問型独自サービス222	44分未満の生活支援	179円/回	
		訪問型独自サービス223	45分以上の生活支援	220円/回	
		訪問型独自短時間サービス	短時間の身体介護	163円/回	
		初回加算		200円/月	
		緊急時訪問介護加算		100円(1回につき)	
生活機能向上連携加算		(I)100円/月 (II)200円/月			
介護職員処遇改善/介護職員等特定処遇改善	所定単位数に24.5%乗じた額				
特定事業所加算	所定単位数に10%乗じた額				
法定代理受給以外	介護報酬として告示された額				
給付限度額以上の個人負担分		介護報酬として告示された額の10割負担			
事故発生時の対応		サービス提供により事故が発生した時は、速やかに利用者の家族、市などに連絡を行うとともに、必要な措置を行う。			
事業実施区域		見附市			
人員	管理者	山田陽子			
	サービス提供責任者	山田陽子・渡辺絹子			
	苦情受付担当者	山田陽子			
	苦情受付責任者	樋口 泰之			

苦情解決第三者委員

布川 公子(62)2626

野本 秀雄(63)0058